

平成 25 年 10 月 22 日

東広島市議会議長

■■■■■■■■■■ 殿

陳 情 者

住 所 広島県東広島市 ■■■■■■■■■■

氏 名 ■■■■■■■■■■

市立高美が丘中学校中 2 男子生徒自殺の原因調査に関する陳情書の の補足資料

1. 陳情の要旨

私たちは東広島市立高美が丘中学校で昨年 10 月 29 日に発生した、生徒指導をきっかけとして自死に至った自殺事件の遺族です。この度は、委員会の中でお話しさせていただく機会を設けていただきありがとうございます。

9 月 2 日に提出しました陳情書では、本事件の原因調査について、教育委員会が設置した調査委員会の状況下では、自死に至った経緯及び背景を明らかにし、適切な再発防止が行われることが極めて困難と考え、独立性・公平性・中立性の担保できる新たな調査委員会を市長部局への設置を要望させていただきました。

その後、9 月 4 日に調査委員会から木村教育長へ報告書が提出され、同日、記者会見が行われました。現在の報告書は、事実が明らかになっておらず調査及び分析評価が不十分で事実や根拠が示されていないため承服しかねる。そのため一般公開できないことを教育委員会へ伝えました。

本日は、調査報告書の問題点や、学校、市教委の納得できない対応について、説明させていただきます。

2. 補足説明

1) 再発防止に繋がらない調査報告書

①調査により明らかにされていない事実

- (ア) 参考資料No.2 2「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」文部科学省では報告書の内容として「調査により明らかになった事実」が項目として挙げられているが、当報告書には記述がない
- (イ) 調査委員会で行った246名のアンケート回答及び23名の聴取結果より何が事実として明らかになったのか記述されていない
- (ウ) 分析評価では、明らかになった事実を基に息子が自殺に至った原因や背景を分析評価する必要がある
- (エ) 報告書では事実を根拠として示し説明されるべきである。根拠となる事実が示されなければ報告書は何の意味を持たない
- (オ) 本事案において必要と考えた明らかにされるべき事実は以下のとおり。

生徒から見た息子の特性，教員から見た息子の特性，指導に携わった教員と息子の関係，生徒から見た指導に携わった教員の特性，日常的に行われていた学校の指導，教員から見た指導を行った教員，息子が受けていた指導とその様子，生徒から見た当日の指導と息子の様子など

- (カ) 当調査委員会は直接的な関連性の有無を検討前に評価し事案の検討を行っていることから、背景にある事案の分析評価が行われておらず背景要因を特定できていないと考えます

②自殺に至った経緯の記述について

- (ア) 4ページ～17ページの第2章分析評価、1節自殺に至った経緯の記述は学校が行った初期調査の記録を片面的にニュアンスを変えた形で記述されています

学校が行った初期調査の記録、学校等作成資料は以下のとおり

○No.5「箒の破損に関する指導概要」

○No.6「2年生生徒（Aくん）への当日の指導について」、

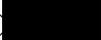
○No.7 生徒聞き取り内容（平成24年1月22日～24日実施）【E君・B君
に聞き取り】

※246名のアンケート回答結果、23名の聴取結果が全て反映されてい
るとはとても思えない

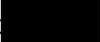
(イ) 遺族からの提出資料が参考資料とされていない

○息子の野球日誌

○第三者委員会へ望むこと

○ どんな子だったのか

○ 君の行動記録（野球部資料）

○家庭での 行動記録

○11月1日保護者説明会で話した内容

○4人の先生からのヒヤリングメモ

○10月27日撮影素振りビデオ

○大津のいじめ調査報告書

○川西市オンブズパーソンいじめ自殺調査報告書

(ウ) 事実経過として箒の事件が起きた10月24日から10月29日の当日ま
での家庭での様子を証言した内容が記述されていない

(エ) 家庭からの情報が記述された部分においても情報としての取り扱いではな
く「母の話し」として記述されている

(オ) 生徒からの情報と教員からの情報に大きな相違があるまま併記されている。
自殺に至った原因及び背景調査においてどちらの情報を基準に分析評価
が行われたのか明確でない

(カ) 生徒への聴取が野球部員と仲の良い生徒2名に限定しており、量的・質的
に十分な情報が得られたのか疑問が大きく残る

(キ) 箒の件以降に息子が「死にたい」と言っていた証言は、いつ、どこで、言っ
たのか明らかにされていない（当日以前のSOSを出した言葉である）

【参考】 大津のいじめ事件の調査委員会による聞き取り

生徒を中心に56人95時間にも及びその回数は62回にも及んでいる。それに比べると当調査委員会の聞き取りは23名でその内生徒は11名と限られており、当事者である学校の教員を中心に行われ決して幅広い調査が行われたとはとても言える状態ではない

③再発防止を図るために明らかにすべき内容

(ア) 息子の特性について

- ・ 息子の固有の特性は何なのか
- ・ 思春期における一般的な子どもの特性は何なのか

(イ) 日常的な息子への指導について

- ・ 息子が学校生活において問題行動を繰り返し、注意されるような事態を何度引き起こしてしまった一因となった指導はどのようなものなのか
- ・ なぜ、息子は指導に納得できなかったのか
- ・ なぜ、息子ばかり注意を受けていたのか

(ウ) 生徒指導体制・教育相談体制

- ・ なぜ、生徒理解に基づく指導が行われていなかったのか
- ・ なぜ、生徒指導主事を中心とした生徒指導体制が十分に機能していなかったのか
- ・ なぜ、一方的な指導が行われる場合が多く、生徒の心情に寄添い生徒の悩みを打ち明ける相談体制が不十分となっていたのか
- ・ なぜ、保護者に連絡する等などの配慮がなかったのか

(エ) 当日の指導において

- ・ 正当かつ適切な理由に基づき行われた指導は妥当だったのか、適切だったのか。なぜ、そのような指導が行われたのか
- ・ Z教員、担任のX教員、部活コーチW教員、部活顧問Y教員はそれぞれどのような対応が必要だったのか
- ・ なぜ、SOSを聞いた生徒は息子の気持ちを受け入れられなかったのか
- ・ なぜ、教員は予見できなかったのか、どうすれば予見できたのか

- ・ どうすれば自殺を防げたのか
- ・ なぜ、指導体制や教員間の連携が取れなかったのか
- ・ なぜ、生徒の心情に寄り添い、元気づけるフォローアップ体制ができなかったのか
- ・ なぜ、指導した経緯と結果の共有化を図るフィードバックが不十分となったのか

2) 公平性・中立性がない調査委員会の運営

(ア) 主に調査委員会へ参加していたメンバー

市場調整監（調査委員会事務局）

小川指導課長補佐

信行青少年育成課指導主事

(イ) 市場調整監は庶務は教育委員会が当たることを設置要綱に記載と主張

(ウ) 遺族の説明では、あくまで事務局として1名（市場調整監）が入り議事録の作成等の庶務を行うと説明を受けた

(エ) 副委員長の深屋氏は市教委に委託されスクールガードリーダーを努めており中立性・公平性が担保できるメンバーでは無い

3) 分析・評価の根拠を明らかにしない調査委員会

分析評価の基礎となったアンケートや聴取などの情報については原則非開示であるとしていますが、自殺に至った経緯や背景を明らかにするには事実として報告書へアンケートや聴取の情報が必要なのは明らかです。それを根拠として示せない理由が理解できない。分析評価で認定した根拠については明らかにできるはずである。アンケートは無記名で行われており、もし開示をされたとしても個人を特定することも困難である。

4) 設置要綱の説明を怠った教育委員会

私たち遺族は、昨年11月23日に米田元部長及び市場調整監より第三者による検証委員会（仮称）として設置の目的及び調査の方針について以下の説明を受けました。設置要綱は11月27日に策定されているようですが、説明はありませんでした。本年1月31日に遺族の要望として設置要綱の提出を依頼し受領

したが、説明は受けていません。

5) 調査委員会に調査を丸投げの学校・教育委員会

①今回の事件の学校・教育委員会の捉えについて

【報告書提出前】

- ・調査中ですから何も言えない

【報告書提出後】

- ・調査は終わりました報告書に書かれているとおりです
- ・学校・教育委員会としてどう捉えているのか説明がない
- ・学校へも調査報告書が渡されていない（10月10日國崎校長に確認）
- ・学校アンケートの公文書開示請求の異議申立てについての答申（付言）

学校も含め実施機関は、申立人に対するアカウンタビリティ（説明責任）が十分に果たせているとは言い難い状況がうかがえるため、今後、申立人が納得するような対応を検討すべきである。また、当審議において、アンケートに記載されている生徒の意見を無駄にすることなく、今後の学校運営及び教育行政に活かすことを希望する意見があったことも併せて付言する。

敬具

添付資料

- ①「東広島市市立中学校生徒の自殺にかかる調査報告書」朱記コメント
- ②「調査報告書の疑問点について」
- ③「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」※抜粋
- ④「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」※第2章自殺のサインと対応
- ⑤「学校教育法11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例
- ⑥「教育委員会・調査委員会の対応」